

第6回あきる野市環境基本計画市民検討委員会

日 時 令和7年6月27日（金）14:15～16:15
場 所 あきる野市役所本庁舎別館3階 第1会議室
出席者 奥委員長、森副委員長、青山委員、戸辺委員、石川委員、柏倉委員
才勝委員、小山委員、平野委員、田中委員、安永委員、柴原委員、
石塚委員
欠席者 橋本委員
事務局 環境政策課 山本課長
環境政策係 黒澤係長、三浦主任、阿部主任
環境の森推進係 岸係長
受託事業者 （株）オリエンタルコンサルタンツ（3人）
資 料 第6回あきる野市環境基本計画市民検討委員会 次第
資料1 環境像・分野別方針について
資料2 重点プロジェクトの考え方と候補案
資料3 施策・アクションプラン案について
参考資料 施策ページ見本

1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

（1）環境像・分野別方針について（資料1）

●事務局（環境政策課長）

これより、奥委員長に進行をお願いする。

●委員長

議題（1）について、事務局より説明をお願いする。

- 事務局（受託事業者）

（事務局から資料 1 に沿って説明した。）

- 委員長

環境像について、案 2 の「未来まで続く色彩躍る故郷(まち)あきる野 ～みんなで守る美しく豊かな自然～」が最も投票数が多いため、案 2 に決定することでのいかがか。

- 会場

異議なし

- 副委員長

分野別方針の気候変動対策分野について、「適応」ではなく「対応」という表現が良いのではないか。

- 委員長

気候変動対策では、緩和策と適応策という言葉が定着しているため、「適応」という言葉で問題ない。

（2）重点プロジェクト案について（資料 2）

（3）施策・アクションプラン案について（資料 3）

- 委員長

議題（2）について、事務局より説明をお願いする。

- 事務局（環境政策係主任、受託事業者）

（事務局から資料 2、資料 3 に沿って説明した。）

- 委員

重点プロジェクト No. 1 の「人と野生生物のバッファーの創出」について、一般的なバッファー（日本語訳）の意味を意図していることに相違はないか。

- 委員長

正確には、バッファゾーンになる。

- 委員

緩衝帯と表現することもある。ただし、シカやイノシシを対象としていると

いう説明であったため、その場合は、電気柵などの対策をとることとなり、帯状というイメージとは異なる。クマを対象とする場合は、森林と里山の間に見通しの良いゾーンをつくる対策となり、帯状というイメージと合致する。

●委員

「人と野生生物のバッファーの創出」の具体的な内容として、「所有者の明確化、境界明確化」とあり、バッファーゾーンとそうでない部分を区切るという取組であると受け取った。バッファーの言葉の定義を明確にする必要はあるが、バッファーゾーンとは、野生生物が人の生活エリアに入ってくることを想定しているエリアであると思う。その場合、バッファーゾーンであるとされた土地の所有者が、反発する可能性がある。

また、重点プロジェクト No. 4 では、取組内容に環境教育・啓発の内容が盛り込まれており、ねらい・効果には「市民の気候変動への関心向上」とある。生物多様性についても、地域の人々が自然環境の価値を正しく理解し、管理や保全をしていかなければ自然環境を維持できないということを、伝えていく必要がある。子ども向けの環境教育の機会は充実しているが、大人が学ぶ機会はなくなっている状況である。大人向けの自然環境の大切さを伝えたり、担い手を育成したりするイベント等を行う必要がある。このような、生物多様性に関する教育という視点で取組内容を、No. 1 に追加いただきたい。

●副委員長

市内の自然の中では、秋川丘陵のすぐ下に市街地があるなど、緩衝帯となるようなスペースはあまりない。バッファーの創出というより、生息地を区別するという取組の方が実現可能であると感じた。

また、ネイチャーポジティブは、生物多様性の保全や回復を、気候変動対策や地域の活性、防災対策などと絡めて実施するという考え方である。重点プロジェクト No. 1 の取組内容は生物多様性に関する内容のみであり、プロジェクト名のネイチャーポジティブと乖離している。

あきる野の自然は、長い年月をかけて人の手で作りあげてきたものであり、壊れたものを直すという「再興」では、いつの時代の自然に戻すということなのか

分からず、当てはまらない。再興というより、自然を保全し、つくっていくことがより重要な課題であると思う。

●委員

ネイチャーポジティブという言葉は国内外で広がっており、国も2030年に向けた目標として、自然生態系の損失を食い止め、反転させるというネイチャーポジティブの達成を掲げている。一方で、具体的にどのようなことを指すかは曖昧な部分もある。ネイチャーポジティブの達成に向けた具体的な目標としては、陸と海のそれぞれで30%以上の面積で健全な生態系を保全するという、30by30目標が挙げられる。

あきる野市では、これまで人が手を入れて自然を守ってきたが、徐々に手入れができなくなっていると感じる。このような中で、重点プロジェクトでは、市民や事業者と一緒に自然を守り、残していくという意図で、再興という表現を用いており、問題ない考える。

●委員長

第5回委員会資料のNo.2に記載の、森林保全に関わる内容を含めなければ、本来はネイチャーポジティブとは言えないのではないかな。

プロジェクト名について、森副委員長のご意見等を踏まえ、今後検討いただきたい。

●事務局（受託事業者）

バッファという言葉が適切か、また、どのようなことを指しているかを再度整理し、具体的に内容が分かる表現へ見直す。

森林保全については、取組には含まれるが、重点プロジェクトからは外れたため、ネイチャーポジティブというプロジェクト名が適切であるか、再度検討する。

●委員

「人と野生生物のバッファの創出」によって、生物多様性が守られるというイメージが湧かないが、この取組は重点プロジェクトのNo.1に記載すべき内容であるのか。

●委員長

第5回委員会資料では、「生息域の確保とバッファの創出」となっており、今回の資料より生物多様性の保全との繋がりが見える内容であった。ご意見を踏まえて、事務局において取組内容を検討いただきたい。

●委員

「保全活動団体と土地所有者を繋ぐ仕組みづくり」とあるが、保全活動団体は具体的にリスト化されているのか。

●事務局（環境政策係長）

自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野、横沢入タンボの会、横沢入里山管理市民協議会などを想定している。団体との調整などは、今後を行っていく必要がある。

●委員

想定されている団体は、既に市と連携している団体だが、土地所有者と繋がりが持っていないことを課題に感じているということか。

●事務局（環境政策係長）

そうである。また、間伐などにおいても、土地所有者を探すこと、さらに了承いただくのが大変な状況である。

●委員

お話いただいたように、森林組合から、森林所有者が分からず困っているという話を聞いたことがある。繋ぐ仕組みづくりというよりは、その前段階の土地所有者を探すことが大きな課題となっている。

●副委員長

バッファの創出だけでなく、ニホンジカやクマについては、個体数管理を行う必要がある。檜原、奥多摩、青梅ではニホンジカの個体数管理を行っており、あきる野でも取り組んでいく必要がある。

●委員

No. 3に「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」を追記いただいたが、再エネや蓄電池の導入は、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、災害対策にも繋がるものである。令和6年度の本補助事業の都内の補助件数は、

蓄電池の導入が2万件以上、太陽光発電が1万3千件となっており、市内でも展開できると良い。人の活動分野も関連する分野ではないか。

また、気候変動対策分野 柱3方針2（2）3）の自立型非常用電源に関する取組内容について、柱5方針4自然災害への備えの取組内容としても、記載いただきたい。

●委員

気候変動対策分野 柱3方針1（2）の「公共交通の利用促進を図ります」とは、具体的にどのようなことをするのか。五日市街道は、朝晩に渋滞している。

●委員

鶏が先か卵が先かという問題で、民間の交通事業者は利用者が少なければ運行本数を減らさざるを得ない、一方、運行本数が少ないと利用者は増えない。市としては、公共交通の利用を促進する施策が必要であると思う。

●委員

利用を促進するために、具体的にどのようなことを行うのかを検討する必要がある。民間事業者ができないことを行政が担うべきである。

外来種対策について、セイタカアワダチソウを見つけたら通報するようにというリーフレットが配布されていたため、市へ連絡をしたが、私有地であり、駆除できないということであった。セイタカアワダチソウは一つの例であるが、現実に行う対策を記載しなければ、市民は納得しないのではないか。

●委員

引田駅の開発に伴って、朝の時間帯の電車の本数が増えた。

バスについて、人件費がかかるため本数を増やすのは難しいと思うが、ルートの変更などは考えられるのではないか。

●委員長

具体策がない計画は絵に描いた餅に終わってしまうというのはご指摘のとおりである。一方で、環境基本計画の施策としては、公共交通の利用促進を位置付ける必要がある。この場は具体策まで議論して検討する場ではないが、ご意見を踏まえて、事務局において今後の取組を検討いただきたい。

●委員

環境基本計画の施策においての公共交通の利用促進は、自家用車による二酸化炭素排出量の削減が主目的であることを前提として、公共交通が不便であるということについては、交通政策課が主体となってデマンド型交通であるチョイソコの検討などを行っている。利用者が少なければ採算性があわないため、市からバス会社に委託し運行するということも考えられる。今のバスは、市民の交通手段の確保を目的として、市の予算で運行している。

●委員

取組内容には公共交通の利便性向上に関する記載があるが、施策には、公共交通の利用促進としか記載がない。施策を、公共交通の利便性向上による利用促進を図るという内容にした方が良いのではないか。

●事務局（受託事業者）

庁内では、検討している取組があるが、実施することが決まっていないため、資料へ記載できないという事情をご理解いただきたい。

ご意見を踏まえ、施策の記載について、利便性向上の観点が読み取れるように見直す。

●副委員長

自然環境分野 柱1方針1（3）2）の生物目録とは何か。レッドリストと重なる内容ではないのか。

●事務局（受託事業者）

生物目録は、生息確認された生物種のリストであり、レッドリスト等に反映していくものである。

●委員

重点プロジェクト No. 1 について、外来種対策にばかり注力しているように見えるため、取組内容を整理いただきたい。

●副委員長

外来種だけでなく、生息域が変化しているニホンジカも問題である。

●委員長

重点プロジェクト No. 1 について、外来種対策に偏っている、ネイチャーポジティブに沿った内容になっていないというご意見が挙がっているため、事務局において見直していただきたい。

●委員

自然環境分野 柱2方針3（3）や柱4方針4（1）に、農地の適正管理や農林業の基盤の確保という記載があるが、施策レベルに「農地の保全」という文言を入れていただけないか。

山地へのメガソーラーの導入について、メガソーラーの導入を制限することを宣言している自治体がある一方で、市長が導入を推進している自治体もある。環境基本計画へ、メガソーラーの導入をしないということを記載することはできないか。

●委員長

自然環境や生活環境を守るという趣旨で、メガソーラーの規制条例を定めている自治体が増えてきている。条例では、事業計画の事前届け出などを義務付けることができるが、計画に記載しただけでは法的拘束力はない。

●事務局（環境政策課長）

あきる野市都市環境条例において、500㎡以上の太陽光発電設備を設置する場合は、審議会に諮ることを義務付けている。

●副委員長

あきる野市は、あきる台地を市街化調整区域とすることで、高度経済成長期においても宅地化されず、現在、市の財産となっている。委員が意見されているように、今後も農地を守っていく必要がある。

●委員

現在も、農業振興地域を指定することで、当該地域の開発を規制し、農地を維持している。

●委員

日の出町役場から青梅へ向かう道路から見える山に、美しくない形でメガソーラーが設置されている。我々が、事業者の動きに注視していく必要がある。

●委員

農業振興地域の指定によって農地を維持しているという話であったが、市街地の生産緑地についても減少しており、市街地の緑を保全するための農地の保全を取組に追加いただきたい。

また、ソーラーシェアリングについても、導入が広がっているが、あきる野市の方針を確認したい。

●事務局（受託事業者）

本計画においては、太陽光発電は建物への設置を基本としている。ソーラーシェアリングについては、事業者が行う可能性はあるが、市としての方針は庁内で協議中である。

●委員

自然環境分野 柱2方針1（1）4）のカントリーコードに関する取組が削除されているが、環境倫理の考えの周知に関する新たな動きとして、リーブノートレイスジャパンとの連携協定が挙げられる。生活環境・資源循環分野 柱3（4）4）の「アウトドア等における環境倫理の向上の啓発」を自然環境分野にも記載いただきたい。

●委員

空き家について、アライグマやハクビシンの住处となることに加え、防犯上の問題や、強風による倒壊リスクなど、近隣の生活環境を悪化させるという問題がある。

●委員

自然環境分野 柱4方針3（1）2）について、フレア五日市がオープンしたため、拠点化の取組は削除で問題ないと思うが、活用方法の検討に関する取組を追加いただきたい。

●事務局（受託事業者）

フレア五日市や秋川溪谷戸倉体験研修センターの活用の推進について、既存施設の活用として取組を統合し、（1）1）に追加した。

●委員

生活環境・資源循環分野 柱3方針2（1）の歩きやすい散策路とはどのようなものか。バリアフリーという観点か、歩きたいと感ずるという観点か。

●事務局（受託事業者）

様々な意味が含まれるが、環境基本計画であるため、バリアフリーというよりは、木陰があつて暑熱対策がされている、心地が良いなど、歩きたいと感ずるような散策路、遊歩道を意図している。

●委員

生活環境・資源循環分野 柱3方針1（2）に、道路・街路樹や公園の除草とあるが、あきる野ごみ会議では、草の取りすぎや草を燃えるごみとして処分していることが問題となっている。除草という文言を削除することはできないか。

街路樹についても、強剪定が見られ、倒木の要因となっている。街路樹の剪定は民間事業者へ委託して行われていると思うが、仙台市では、市役所職員が街路樹の剪定やあり方について学び、杜の都仙台として都市の魅力を高めている。あきる野市においても、庁内研修を実施することはできないか。

●副委員長

あきる野市生物多様性保全条例について、施行済みであるが実践されていない状況であり、自然環境分野 柱2方針1を「生物多様性保全の推進（生物多様性保全条例の推進）」とした方がよいのではないか。具体的な取組内容としては、保全区域と保全種の指定が挙げられる。（2）2）に指定種の指定とあるが、保全条例においても指定種の定義が明確にされていないため、条例が実践されていない。

●委員長

自然環境分野 柱2方針1（2）について、「保存する種」となっているが、「保全する種」ではないか。

条例の執行状況が芳しくないのであれば、環境基本計画の施策や取組内容に反映する必要がある。

追加のご意見があれば、事務局へご連絡いただきたい。提出期限については、事務局より委員へ発信いただきたい。

事務局は、本日の意見を踏まえて引き続きの検討をお願いする。

5 その他

●事務局（環境政策課係長）

別途ご連絡している第7回市民検討委員会の日程について、回答いただきました。また、第8回の市民検討委員会は、フレア五日市で行う。

6 閉会（副委員長）